

平成30年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成30年10月1日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第56号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第57号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第58号 平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第59号 平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第5 議案第64号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第65号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第49号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第54号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第55号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第61号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第63号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第52号 平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第60号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久

9番	庄田 昭人	10番	若井 千尋
11番	清水 治	12番	広瀬 武雄
13番	堀 武	14番	広瀬 時男
15番	若園 五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野 藤四郎	18番	藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋 敏明	副市長	早瀬 俊一
教育長	加納 博明	政策企画監	巢之内 亮
企画部長	梶浦 要	総務部長	広瀬 充利
市民部長	児玉 等	巢南庁舎 管理部長	松野 英泰
健康福祉部長	平塚 直樹	都市整備部長	鹿野 政和
環境水道部長	広瀬 進一	会計管理者	清水 千尋
教育次長	山本 康義	監査委員 事務局長	高山 浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	宇野 伸二
書記	熊崎 響		

### 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 1番 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 発言の取り消しをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） はい、わかりました。

ただいま、松野貴志君から発言の取り消しの申し出がありましたので、説明を求めます。

1番 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 皆様、おはようございます。

議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、9月12日における私の発言の取り消しの申し出をいたします。

9月12日の総括質疑において、議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の款総務費、項総務管理費、目企画費、節負担金、補助金及び交付金の自転車を活用したまちづくりを推進する全国市町村の会の会費について質疑をいたしました。企画部長に続き市長にも御答弁をいただきましたが、※その市長からいただいた後の私が最後に発言をした部分の取り消しをしていただきたいと思ひます。

質疑とは、全国町村議会議長発行の議員必携にも明記してあるとおり、現に議題となっている事件に対し疑問点をたずねるものでなければならず、自己の意見を述べることはできないとあり、また本市議会会議規則第55条第3項にも、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないとの条文があるにもかかわらず、市長の御答弁に対し自身の感情を抑えることができず、勢いのまま、まるで瞬間湯沸かし器のように自己主張を述べてしまいました。

この件については、総括質疑終了後、私の所属します瑞清クラブ代表である清水治議員に議員としてあるまじき発言とこっぴどく叱られ、また同志、北倉議員からも常に冷静であれと諭され、ともに勉強している若井議員に説明したところ、際どい質疑をする場合は、今後ともに勉強会をしている同志と相談しながら質疑をするようにと、そのための同志であると注意を受けました。私の失言は会派の失言と、同志の皆様から叱られました。

以上のことから、広瀬議会事務局長に取り消しの御指示を仰ぎ、庄田副議長から藤橋議長に説明をいただき、議会運営委員会に私ごとですがお諮りをいただきました。松野藤四郎議会運営委員長を初め、数多くの同僚議員の皆様にも多大な御迷惑をおかけしました。また、市長・企

※ 取消発言

画部長より明確な御答弁をいただいたにもかかわらず、一議員として御無礼の数々、お許しを願いたく猛省しているところであります。今後の質疑や発言においては慎重に行うとともに、会議規則等をよく理解し、職責を務めていきたいと考えております。

今回の発言取り消しの件について、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 地方自治法第117条の規定によって、松野貴志君の退場を求めます。

〔1番 松野貴志君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） ただいま松野貴志君から9月12日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、自己の意見を述べた部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りをいたします。

これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、松野貴志君の発言を取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

松野貴志君の入場を求めます。

〔1番 松野貴志君 入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君に申し上げます。松野貴志君からの発言の取り消しの申し出は許可されました。

---

#### 日程第1 議案第56号から日程第6 議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第6、議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。  
産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） おはようございます。

ただいま一括議案となりました6議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、9月13日9時30分から菓南庁舎3-2の会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審

查しました。

執行部から決算事業報告に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から過去5年の水酸化率の推移はとの質疑に対し、25年度66.6%、26年度67.9%、27年度67.3%、28年度71%、29年度70.9%であるとの答弁がありました。この答弁を受け、残りの30%弱は単独浄化槽なのかとの質疑に対し、残りの30%については単独浄化槽とは限らないが、従来からの排水処理施設を使用していることになる。建物の建てかえを行う際は、公共下水道に接続していただくことになるとの答弁がありました。

また、単独浄化槽から公共下水道への接続するPRはしているのかとの質疑に対し、定期的にチラシを配布しているとの答弁がありました。この答弁を受け、公共下水道が未接続である世帯の事情はとの質疑に対し、具体的なデータはないが、公共下水道の接続にはお金がかかることが原因ではないかと思う。数年前のアンケートの結果では、近隣に合わせたいという理由などがあったといった答弁がありました。

また、公共下水道を推進する気はあるのか、政策企画監の考えはとの質疑に対し、市内の課題になっている公共下水道の整備の諸問題については、いろんな資料を読みといたり聞き取りして考えているとの答弁がありました。

また、汚泥の商品化は検討しているのかとの質問に対し、搬出される汚泥については農業用の肥料を検討しているが、全国的にも無料で配布されているところが多いのが実情である。他の処理方法も含め、まだ検討している段階であるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第57号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第58号平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを審査しました。

執行部から会計決算書に基づき補足説明があった後、質疑に入り、委員から、震災時に断水が想定されるが、対応マニュアルは整備されているのかとの質疑に対し、地域防災計画やBCPは机上で作成し、BCPの訓練については2回行っているが、実際には給水活動ができるかどうかは懸念しているとの答弁がありました。

また、震災時、手押しポンプは有効だと思うが、市内のどこにあるか掌握しているのかとの質疑に対し、上水道課では把握していないとの答弁がありました。この答弁を受け、他の課で把握していないのかとの質疑に対し、上水道の普及率は86%ぐらいで、10%弱は井戸水を使用しているとの答弁がありました。この答弁を受け、市民の水の供給はいかに確保するかという視点では、手押しポンプの設置が有効であるのでPRしてほしいといった要望がありました。

また、平成29年度瑞穂市水道事業会計決算審査意見の資金運用について、公金管理委員会で

検討した結果、国債など有価証券を購入しないとのことであるが、今後も最も安全かつ有利な資金運用の協議、検討を行っていただくように努められたいとあるが、この意見について前向きに検討していくのかとの質疑に対し、今後運用については上水道課だけで資金運用するのではなく、会計課や財務情報課と相談し、公金管理委員会の中で方針を決めることになる。その中で一般会計の基金の運用方針を踏まえ検討していくとの答弁がありました。

また、側溝清掃した場合、水道事業会計から市へ使用料を請求すべきと考えるが、請求しているのかとの質疑に対し、消火栓の使用については各自治会から届け出をもとに算出しているが、その使用料は一般会計に請求していないとの答弁がありました。この答弁を受け、独立採算制からするとおかしいし、行政側に危機感がないと思う。資金運用は独立しているので、めり張りをつけてほしいといった意見がありました。

また、大災害が起きた場合、企業会計だけでは賄えないと思うが、一般会計から繰り入れることは可能なかの質疑に対し、大災害が起きた場合、全ての公共事業は最終的に起債を借りることになると思うとの答弁がありました。

また、災害時に対応できる市内業者はどのぐらいいるのかとの質疑に対し、数は記憶していないが、市内の建築業者や管工事組合からの支援体制は整っているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第59号平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について、議案第64号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

これらの3議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成30年10月1日、産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） おはようございます。議席番号6番、無所属の会、杉原克巳でございます。

議案第56号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、1点だけちよっと御質問させていただきます。

平成29年度の瑞穂市歳入歳出決算事業報告書の109ページでございます。ここで概要という

ことで歳入歳出の概要ということが述べられております。それで、ポイントだけ申し上げますと、歳入の合計が1億8,411万6,000円、歳出のほうは1億7,767万1,000円ということで、歳入歳出の差し引き算高は644万5,000円ということで、これは現金主義会計で言いますと収入と支出ということで、それで合うわけなんですけど、実態の単年度の収支決算ということでこういう議論がされなかったかということで、要するに単年度でいいますと、分担金の負担金と負担者の賦課するものですね。使用料及び手数料から歳出のほうで総務費と下水道費を引きましたのが、要するに本当に単年度の収支決算ということになるわけなんです。

これも私は総括質疑のときにも給食特別会計のときにもちょっと質疑させていただきましたんですけど、そういうことではいけますと、単年度収支ではいけますと652万7,000円のマイナスということになるんですよ。ですから、そこら辺のことを委員会の席上でこの表を見られまして、ああということで気がつかれて、そこら辺を議論されたかということをお聞きしたいということでございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 歳入歳出の六百何万は質疑されておられません。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 僕はどうしてこういうことを質疑したかといいますと、広瀬委員長から報告がありましたんですけど、先般、井上和子先生から29年度の瑞穂市の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見ということの中で、非常に大きな仕組みの変更が来年度あるわけなんです。ここにも先生が指摘されておりますように、今度は会計の処理方法が変わるわけなんです。今までの公企業会計から要するに一般の民間の会社がやっております企業会計の方向に変わります。要するに公営企業会計というふうになるわけなんです。

それは具体的にどういうことかといいますと、貸借対照表とか損益計算書とか資金フロー、要するに民間の会社と同じレベルのことでやらねばいけないということで、そこら辺のことも今後先生のほうから準備をしてしっかり検討して、要するにスムーズに運用してくださいということが書いてございましたもので、そこら辺のことがこういう会計監査報告書というものも委員の方が見られまして、そこら辺もあわせて質疑されたかなあということで、それと関連して単体の損益計算書ではどうですかということをお聞きしたというようなことで、今後産業建設委員会の席上でもそういうことを、そういう準備ができておるかということもお話をして、協議会の場でしていただければということで、今回関連質疑をさせていただきました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 杉原議員に申し上げます。全く討論しておりませんが、下水道事業を一般会計の企業会計に繰りかえていくという話は一切出てきておりません。上水道事業は企業会計ですけど、下水道事業に対して企業会計で今後行うという話は一切しておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、委員長から答弁がございましたんですが、これは法律で31年度からは国の法律で施行することになっておりますから、そこら辺をひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせ採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第57号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

これより議案第58号平成29年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第59号平成29年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第49号から日程第15 議案第63号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第63号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、9月18日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から現在の構成メンバーはどの質疑に対し、朝日大学の先生・身体障害者福祉協会・岐阜中央子ども相談センター・障害福祉サービス事業者・市経営者協会の方などであるとの答弁を受け、障害者の家族や関係者が数多く入るべ

きではとの質疑に対し、自立支援協議会は全体会と専門部会があり、今回の改正は全体会の構成メンバーのことである。個々の事案に対しては専門部会で対処することになり、専門部会は障害者の家族や関係者が多く入っているとの答弁を受け、全体会にも実際に福祉の現場に携わっている方が入ったほうがよいのではとの質疑に対し、今後、自立支援協議会で協議をしていきたいとの答弁がありました。

また、専門部会では必要に応じて随時開催するとあるが、どのように決まるのかとの質疑に対し、事案が全体会に上がってきたらそれを受け、専門部会で検討することになるとの答弁がありました。

また、困難な事情を抱えた人に対応するため、協議会のメンバーに資格を持っている人などだけではなく、その事案に必要な人を入れていただきたいと思うがとの質疑に対し、専門部会では必要な方を呼んで協議を行うとの答弁がありました。

また、幾つも困った事情を抱えている場合はとの質疑に対し、その都度協議会や専門部会で協議をしていくことが必要だと思うとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第50号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、これまでに審査会の運営に支障を来す事例はあったのかとの質疑に対し、今までは運営に支障はなかったが、今後そのようなおそれがあるため、今回の改正を行うものであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第53号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、国庫補助金の特別調整交付金は国から努力が認められて出るとのことだが、この努力の中身はとの質疑に対し、医療費の適正化、収納率の向上、啓発活動などであるとの答弁がありました。

また、前期高齢者交付金がなぜ9,000万円も減額になっているのかとの質疑に対し、対象者の被保険者が減ったためとの答弁がありました。

また、出産育児一時金に直接支払制度を利用した方はあるのかとの質疑に対し、49件の利用があったとの答弁を受け、出産支払手数料は直接支払制度とは関係ないのかとの質疑に対し、直接支払制度の利用者49件分の手数料であるとの答弁がありました。

また、高額療養費がふえた要因はとの質疑に対し、高額がん治療薬キイトルーダ等の薬剤認定により、使用が急激にふえたためであるとの答弁がありました。

また、国保税納付方法の状況の表の利用率を合計すると102.5%となるが、理由はとの質疑に対し、延べ件数であり、既に転出している方もカウントしているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第54号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部から決算事業報告書に基づき補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、昨年度からの繰越金を減額するために1食当たりの単価を上げてきたが、30年度はどうなるのかとの質疑に対し、平成29年度は県産品を多く使いグレードを少し上げたが、今年度も工夫をしてカロリーに合ったものを提供していきたいとの答弁がありました。

また、地産地消推進事業補助金はどこから出ているのか。また、農産物についてはJAに一本化されて供給されているのかとの質疑に対して、基本的に岐阜県学校給食会と調整して行っており、発注した中に県産品があれば請求額から補助金が差し引かれて請求されるとの答弁を受け、JAとの関係やどのようなスタイルでの納品になるのかとの質疑に対し、JAからは多少の野菜の納入はあるが、役割としては情報提供が主であるとの答弁がありました。

なお、関連質問として、給食の異物混入についての質疑がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で認定されました。

次に、議案第61号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補正予算書に基づき補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、税の減収は被保険者が減ったということかとの質疑に対し、被保険者が平成29年度末から40人減であったこと、また4月から移動があったことによる減であるとの答弁を受け、被保険者が減れば医療給付費や経費も減ってくると考えるがとの質疑に対し、高額薬剤が認可されたことにより、1人当たりの医療費が急激に伸びているので、被保険者数が減っても必ずしも医療給付費が減るという見込みにはならないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第62号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、最後に議案第63号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を審査しました。

これら2議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生員会の委員長報告を終わります。平成30年10月1日、文教厚生委員会委員

長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第49号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号瑞穂市文化財保護条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をさせていただきます。

まず、国民健康保険税の負担というものが重いということは、決算概要でも明確に述べられ

ているとおりでございます。しかし、なぜそのように保険税の負担が重いのかという根本的な問題については、残念ながら触れられておりません。

この瑞穂市の平成29年度国保決算の歳入を見ますと、収入総額は約59億円、そのうち保険税が約12億円、国庫支出金は約11億円となっています。この国庫支出金は収入全体の19%にすぎません。この国庫支出金でございますけれども、これまでどのような推移をたどってきたのかということをおし上げておきたいというふうに思いますけれども、1970年から1983年まで国庫支出金は収入全体の約6割近くございました。

そもそもこの制度の発足当時から、国民皆保険としてスタートしたその当初から、他の医療保険に加入できない高齢者の方、病人の方、無職の方、こういった方々を抱え込んだ保険としてスタートしてきた保険でございます。ですから、そもそも国民健康保険の会計といいますのは、加入者の保険料で賄うことを中心とした制度設計にはなっていないかということも明らかだというふうに思います。

しかし、その後、この国庫負担といいますのは、先ほども申し上げましたけれども、全国的にも2割程度、またこの瑞穂市でも19%まで減らされてきました。この国庫負担金が減らされますと、一体どのようなことになったのかということでございますけれども、国保財政がまず不安定になります。そして、さらに減った国庫負担分を被保険者、つまり加入者の保険料で肩がわりをさせるということになってきたのが、保険税の負担が重くなってしまったという根本的な問題だと言わざるを得ないというふうに思います。

ですから、この減った国庫負担をふやして、せめて他の医療保険と同じぐらいの負担にする必要がある、これは全国知事会の要望でもあります。まず、このことが本当に国保会計を健全なものにしていく上で一番根本的な問題だということをおし上げておきたいというふうに思います。

2つ目でございますけれども、私は総括質疑で国民健康保険の加入者の所得階層に対する保険税の負担割合を質問いたしました。その答弁でも明確でございましたけれども、いわゆる所得階層の低い人ほど保険税の所得に対する比率は高くなってまいります。つまり、そのように保険税が重くなっていくわけでございます。ですから、所得の低い人ほど、また多数家族、とりわけ子供のいる世帯、また障害者・病人世帯には、より保険税の負担が重くなってまいります。ですから、こうした加入世帯への負担軽減というのが、何よりもまず必要ではないかというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

では、そのための財源はどうするのかということでございますけれども、先ほど申し上げました国庫支出金をふやせと、このことがまず何より根本的な問題だと申し上げておきたいと思っております。同時に、市独自の努力も私は重要ではないか、必要だというふうに思います。

平成29年度の繰越額でございますが、約5億4,000万円にもなります。またその一方で、基



金もございます。基金は平成28年度で約5億3,000万円、29年度分になりますとさらにふえて5億8,000万円にも積み立てられています。この基金といいますのは、加入者1人当たりで言いますと約5万4,000円にもなるわけでございます。

また、平成27年度から開始をされてまいりました低所得者対策としての保険者支援分、これは28年度、また29年度も活用されずに決算において繰越金となってまいりました。そして国保基金に積みされてきたのが、この間の決算の状況ではないかというふうに思います。また、毎年の方額の繰越金がございますけれども、やはりこれでは保険税の取り過ぎによるものではないかということをおもいます。

したがって、積み立てられたこの基金を活用して、先ほど申し上げました所得の低い人、また子供世帯の負担の軽減、これを行っていく財源は十分にあると言えます。また、保険税の引き下げを初めとして、子供世帯の均等割の軽減や、また条例減免、さらには窓口の一部負担金の減免制度といったものを一層充実させていかなければならないというふうに思います。

先ほど申し上げました重い国保税の負担といいますのは、せめてほかの医療保険がございますけれども、それと同じぐらいの所得にまで負担を軽減すべきだということをお強調させていただきたいと思っております。

最後に、保険税の滞納処分のお問題でございます。保険税の収納率の向上は、私は反対するものではございません。しかし、だからといって強引な滞納差し押さえは是正をしなければならないということをお指摘させていただきたい。改めて指摘をさせていただきます。年金が振り込まれた預金口座から年金の全額を差し押さえ、さらに預金残額がゼロになってしまうというのは、大変私は許しがたいことだというふうに思います。広島高裁の確定した判決にも反するものでありますし、また国税徴収法の差し押さえ禁止額を超えるものであることは明確でございます。ですから、これはきっぱり是正をしていただきたい。また、差し押さえ、どのような基準でもってこのような差し押さえをされておるのか、そのマニュアル、あるいは要綱でも結構でございますが、これを公表して、私は見直していかなければならないことを最後に申し上げまして、以上で反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長のお報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第54号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第54号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

平成29年2月に、平成29年度の岐阜県後期高齢者医療特別会計の予算審議が行われました。2017年から制度の安定を理由にして、低所得者の保険料を軽減する仕組み、特例軽減でございますが、その措置を廃止することが決定され、そのことによる保険料の大幅な値上げが懸念をされる中で、これに対する質疑や討論もございませんでした。それどころか、その他の質疑も討論も一切なく、この予算そのものが採択をされています。

その上平成29年度の決算認定でも、市長から行政報告があったとおりでございますが、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会において、出席議員からの質疑、また討論もなく全会一致で認定されております。このような連合議会のあり方といいますのは、これでよいのかということが問われているのではないかなというふうに思います。少なくとも、議会という名がつく以上、これでは議会の役割が果たせていないのではないのでしょうか。

また、2つ目の理由でございますが、後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切って別枠の医療保険に追い込んで、負担増と差別を押しつける悪法と言わなければなりません。この制度の発足以来、既に値上げが次々行われているわけでございます。また、先ほど申し上げました特例軽減の廃止によって、この制度の害悪が本格的に高齢者に襲いかかろうとしております。この医療費の重過ぎる負担に、高齢者の皆さん、また市民の皆さんから保険税が高いという声が寄せられるのは御承知のとおりではないかなというふうに思います。

私は、このような後期医療制度はきっぱり廃止をして、もとの老人保健制度に戻すべきだというふうに考えるところでございます。

以上が反対の理由でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号17番 松野藤四郎でございます。

私は文教厚生委員会におりますけれども、あえて質疑をしたいと思います。

8ページの平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についての下の方、なお、関連質問として給食の異物混入についての質疑がありましたというふうに委員長報告はなっております。学校給食の中での異物混入ですので、これは関連質問としたというのはどういう意味でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問に対して、お答えさせていただきます。

委員会の中では、確かに異物混入についての各報告がなされましたことは、議員もお聞きの上、承知かと思えます。それゆえに、今回の委員長報告の中に関しましては、関連ということに位置づけさせていただきまして、異物混入のことは委員長判断としてこの委員会報告の中から削除させていただき、また改めて別のところでの討議に入るのではないかという考えで、今回の委員長報告から削除させていただきました。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の説明ですと、委員長判断と言いましたね。それはそれでいいと

思いますけれども、学校給食の中で異物混入はあったんですよね、10件。それをこの委員会の中で協議しないかんですよね。執行部は文教厚生常任委員会協議会のほうで話をしたいという説明でした。けれども、私はこれはだめだと、学校給食というのは、安心・安全な給食をつかって児童・子供に提供する義務があるんですよ。その中での事故ですよね。これを関連というのはおかしいと思います。

協議会の中で話したことは、議事録に何も残りません。この本会議場で言ったことは、全部残りますね、議事録に。そういったことからいいますと、異物混入、虫や金属の破片があったり、何かそういう話でした。軽微なことだという説明でした。これが万一重大なことだったらどうなりますか。新聞に発表され、子供たち、保護者が迷惑しますよ。私は、だから委員長報告の中に入れてくださいと言いました。委員長判断とした理由、その権限はあるんですか。委員の中で皆さんと話をしたんですよ。どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいまの松野藤四郎議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

議案第55号の平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定の審査をさせていただいておりますので、この中での異物混入は関連ということで判断させていただき、今回の委員長報告の中から削除したということでございます。

また、それぞれの委員の皆様方からも御意見を伺っておりますことを補足で説明させていただきます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は、なお、関連質問として給食の異物混入についての質疑がありました、これだけで終わってはいけないということです。ここに具体的に書いてほしいということです。こういうことがありましたと、それを委員長権限で削除したんですか。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） 松野藤四郎議員の質問に対してお答えさせていただきます。

委員長権限というふうに申しましたが、各委員の皆様方からのこうした関連の相談をし、関連質問として異物混入ということだけ明記し、内容につきましては確かに委員会の中で内容がございましたが、その部分については削除してもいいんじゃないかというふうに判断したところでございますので、その辺のところを委員長判断というふうに御理解いただきたいと思えます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば産建もありますし、総務もあります。いろいろ委員会は3つあるんですけど、そういった中でいろいろ話し合われたことは、ある程度集約して今回の委員長報告になってくると思うんですね。

ですけど、今回の給食の話は、私は重大なことだと思うんですね。たまたま聞いたところ執行部は説明しましたけれども、虫が入っておるやつを子供が食べてしまったかもわからんわけですよね。その前に気がついたという話ですけども、そういうことがあっては困ります。ですから、この異物混入についての質疑があったというだけではなくて、ちゃんとそういった事例を入れてくださいということです。それが委員会での話し合いではないですか。

もう一度、委員長に御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいまの松野藤四郎議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

先ほども申し上げておりますように、この議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定というところでございます。このところに、確かに異物混入の事例が挙げられ報告がございましたが、この件に関しての委員長報告としては関連としてそうした質疑があったという報告だけで、各委員さんにも了解を受けながら委員長判断で決めさせていただいたというお答えになりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 各委員にお話をして、最終的にこうしましたという話ですね。いつやったんですか、文教厚生委員会の中でやりましたか。正式なところでやっていないね。

私は、委員長というのは公正な立場で委員会を仕切っていくのがあれですね。どこかで委員長判断をする場合は、いろんなもので、例えば可決する場合、賛成・反対同数の場合には委員長判断にしますけれども、こういった内容、事例があったことについて委員長判断ができるんですか。実際にあった事例を委員長判断で消してしまうということ、できますか。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時19分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中でいろいろ話し合われた重要な案件については、各委員の意見を取り上げ、あくまでも委員長の判断ということではなく平等に扱っていただきたいと

いうふうに思います。委員それぞれの発表した意見については、議事録に残るような形で、あくまでも委員長判断というのはやめてほしいというふうに思いますね。以上です。

○議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第55号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をさせていただきたいというふうに思います。以下、その理由を申し上げたいというふうに思います。

まず、ことし7月27日でございますが、文科省が全国1,740自治体の学校給食無償化調査を発表いたしました。この調査によりますと、小・中学校で完全無償、または一部補助を実施しているのは506自治体、割合でいいますと29%ございました。この調査の結果は、子育て世代の経済的負担を理由に小・中学校の学校給食の無料化助成を求める取り組みが広がっているというふうに考えるものでございます。

しかし、一方では、学校給食法で学校給食は保護者負担と定められているので助成はできない。学校給食費の助成を拒む事例がございます。さきの3月議会でも、私の一般質問に対して、学校給食費の無料化についてそのような同様の見解が教育長から答弁があったというふうに思います。しかし、この法の規定と申しますのは、あくまで負担のあり方を示したものでありますし、補助金を出すことによって実質無料にすることを禁止するものではございません。

学校給食法が施行された当時の文部次官通達がございますが、その自治体が食材費を負担することを禁じないとの旨を明記しております。また、現在でも文科省、この問い合わせに対して同様の回答をいたしておりますので、この件に関するさきの教育長の答弁については、改めて私は12月議会で質問させていただきたいというふうに思います。

次に、憲法92条2項は、義務教育は、これを無償とすると明記しております。しかし、現実には、義務教育にもかかわらず経済的負担は重いものになっております。これは、私だけではございません。子育て世帯の保護者誰もがそのようなことを強く感じておられるのではないのでしょうか。給食費でいいますと、中学校で1カ月4,740円、小学校は1カ月4,020円です。したがって、中学1人と小学校1人のお子さんがある家庭でいいますと、合わせて給食費だけでも毎

月8,760円にもなります。

当然のことですが、子供の教育費は学校給食費だけではございません。しかし、子供にはせめて栄養の整った学校給食だけは親としては食べさせてやりたいと、多くの保護者の皆さんが頑張って給食費を納めておられます。私は、そのことを考えれば、憲法26条の義務教育は無償とするに一步でも近づけるのが自治体の務めだというふうにと考えるとございませう。

また、子供を産み育てる環境を整えることはとても大切なことだと申し上げたいというふうにも思います。子供たちに給食を通じて郷土の文化を理解してもらい、たとえ子供たちが外へ出ていったとしても、郷土に誇りを持てる人間に育ってほしい。学校給食の助成はこの願いにも通じるものだというふうにも思います。

全国の事例で申し上げますと、1食当たり30円を補助するとか、また第3子は無料にするとか、これは本巢市の例でございませうけれども、あるいは全額を補助するとか、さまざまございませう。瑞穂市でもこうした取り組みを踏まえて、学校給食費への助成を検討すべきだということをお願いして、反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第61号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第61号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算について、反対の討論をさせていただきます。簡潔に申し上げます。

まず1つは、平成29年度の繰越金でございますが、これは余りにも多過ぎるということをお願いしたいというふうに思います。今回の補正予算では、その多くは基金に積み立てるといような補正予算になっておりますが、こうしたお金の運用といいますのは市民の理解が果たして得られるのか、基金に積み立てるばかりではなく、先ほど来申し上げておりますけれども、重過ぎる保険税の引き下げにこそ活用すべきではないかということをお願いしたいというふうに思います。

歳入の減額2,900万円、歳出は6,800万円増になりまして、両方で9,700万円に対して繰越金4億2,000万円を充てて、その差額の3億2,000万円を基金に積み立てるといような補正予算になっております。一体それほどの基金を積み立てる必要が、私はどこにもないというふうに思います。

以上で反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第62号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕



○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時46分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

日程第16 議案第52号及び日程第17 議案第60号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて及び日程第17、議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、9月19日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計の決算と補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、不納欠損額について具体的にどのような対応でこのような金額になったのかとの質疑に対し、瑞穂市債権の管理に関する条例に基づき、不納欠損しており、科目としては市税と使用料で、保育所保育料、延長保育料、放課後児童クラブ保育料、住宅使用料であるとの答弁があり、所在がわからないのかとの質疑に対し、追跡してもわからないとの答弁がありました。この答弁を受け、いろいろな諸事情もあるが、後になってから追跡調査をしても後の祭りである。今年度においても不納欠損になるのかの見きわめの時期にも来ているので、滞納になる前に対策を考え、不納欠損を少しでもなくす努力をお願いしたいとの意見がありました。

また、不納欠損に至ったプロセスが欲しいとの質疑があり、不納欠損に至るプロセスをお示しすることについては、担当課と調整するとの答弁がありました。

また、総合センターの外壁補修は何をやっているのかわからないとの市民の声があり、タイルをどのようにしたのかとの質疑に対し、工事中、足場が建物全体を覆っているので不思議に思われたかもしれないが、浮いているタイルを剥がし、張りつける工事を行っており、工事内容のPR不足の点については配慮すべきであったとの答弁がありました。

また、ピースメッセンジャー派遣事業が廃止された理由はとの質疑に対し、特定の中学生が広島・長崎に行くということで、事業の反省も踏まえ中身を検討し、多くの子供たちに平和を理解させる機会をつくるため、昨年度より総合センターでの事業を展開することになった。教育委員会と協議をして事業転換をしたとの答弁がありました。

また、福祉事務所には福祉の専門職が必要である。職員採用枠に福祉専門職の枠がないので改めるべきではとの質疑に対し、担当部署と協議し、今後考えていきたいとの答弁がありました。

また、市民税や住民税も国保と同じように徴収しているのかとの質疑に対し、実施しているとの答弁の後、差し押さえ禁止額というものが、広島高裁でも確定判決がされている。どのような基準で差し押さえがあるのか、差し押さえマニュアルというのがあると思うので、きちんと公開し、見直しをする必要があるとの意見がありました。

また、瑞穂市高齢者タクシー利用助成事業が始まったが、市民から利用できる基準が厳しいと聞くが把握しているのかとの質疑に対し、聞いているとの答弁がありました。この答弁を受け、来年度検討してほしいとの意見がありました。

また、就学援助を受けている児童数の割合がなぜこんなに低いのか、その理由はどこにあると考えるかの質疑に対し、全体的に低い理由は細かく分析したわけではないが、今年度は就学準備金の事業も行い、本来助けるべき人が助かっているのかを確認しながら行っていきたいとの答弁がありました。

その後、討論では、ピースメッセンジャー派遣事業の廃止は、非核平和都市宣言を制定している瑞穂市として大きな後退である。また、福祉事務所には福祉の専門職の採用を検討し、国民健康保険税、市民税の差し押さえ禁止額を超える差し押さえのやり方も違法であるので見直ししてほしい。瑞穂市高齢者タクシー利用助成事業は、高齢者の外出支援の目的から考えるとその対象となっている基準が厳し過ぎるので、見直しが必要である。就学援助についても、憲法では義務教育は無償となっている。それに対し、教育費の負担が重いことが子供の貧困の大きな問題になっているので、その拡充を求めたいという反対討論がありました。

その後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で認定されました。

次に、議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

まず、本案については、産業建設委員会より意見が提出されました。内容について、款土木費、項下水道費、目下水道費、節委託料1,366万2,000円が計上されているが、これについては無駄のない事業推進を希望するとの意見がありました。

執行部より補足説明を受けた後、下水道基本計画業務委託料の詳細はとの質疑に対し、岐阜県では、平成6年3月に岐阜県全県域下水道課構想を策定していたが、社会情勢の変化に伴いこの構想を見直し、岐阜県汚水処理施設整備構想を策定し、平成30年3月の岐阜県議会において議決された。岐阜県汚水処理施設整備構想と整合を図るため、瑞穂市公共下水道全体計画、下水道法による事業計画図書及び都市計画法における事業認可申請図書の書類を修正することになるとの答弁がありました。

また、瑞穂市の下水道計画の上位である県の計画が変更されたということで、県から補助はないのかとの質疑に対し、補助はないとの答弁がありました。

また、瑞穂市単独での都市計画なら、見直しや認可等の手続は不要になるのかとの質疑に対し、広域都市計画や単独都市計画という枠組みによって下水道事業の取り扱いが変わるわけで

はないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成30年10月1日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

今の総務委員長報告の12ページと振ってあるところの真ん中の段、3行目です。福祉事務所には福祉の専門職の採用を検討しと、この前にもたしか出てきていると思いますが、福祉の専門職というまとめ方についてお尋ねいたします。

これは私も傍聴しましたが、大変必要な発言だと思いました。自分はここを忘れていたなと思いました。たしか福祉の専門職という言い方でなく、その専門職の名前が上げられていたと思うんです。福祉の専門職っていろいろありますので、私の記憶では社会福祉士だったかなと思うんですが、例えば精神保健福祉士とか福祉の専門職って幾つもありますよね。しかし、今や、私もテレビで見ました、社会福祉士というのは総合的に全部関係者必要なところに連絡をとって福祉を進めるという役割だそうで、ああ、こういう人が必要だと思っていたので、この発言は大変重要だと思いました。福祉の専門職としてまとめちゃうのはちょっともったいないなあというか、はっきり出してほしかったと思うので、そこを質疑します。

ここは社会福祉士でしたかという質疑です。もしそうだとしたら、そういうふうに合わせてほしかったので、なぜ専門職としちゃったかという質疑でございます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 議席番号16番 くまがいさちこ議員より質疑がありました、委員長報告の12ページの、福祉事務所には福祉の専門職が必要である。職員採用には福祉専門職の枠がないので改めるべきではないかということですが、福祉関係の課は、現在、福祉生活課と地域福祉高齢課でございます。

福祉事務所というのは、地域福祉高齢課が窓口となっています。先ほど言われました専門職というのは、精神保健福祉士1名が配属されています、その課に。その他の専門職というのは、先ほど名前が出ていましたが、社会福祉士でございます。現在、瑞穂市の管轄の中には社会福祉士は採用されていません。社協のほうにはそういう専門職がちゃんと見えますけれども、その辺を今後執行部のほうで、後期高齢あるいは福祉政策を今後推進するために精神保健福祉士、

そして社会福祉士を置くと。現在、くどいようですけれども、精神保健福祉士は福祉生活課に1名見えます。その点を含めて今後充実していきたいというような言葉もいただいております。以上で答弁といたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 事実関係はそのとおりと確認されましたので、この福祉の専門職というのを残すんじゃなくて、社会福祉士と。非常に新しい専門職で、非常に重要なこういう人が必要だと私も思ったので、これをそのまま残してほしいという質疑なんです。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 総務常任委員会についての最終的な会議の内容については委員長に一任されていますので、その辺、16番 くまがいさちこ議員が言われたことについてはよく理解していますが、委員長報告についてはこのようにさせていただきます。以上で答弁といたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 答弁としてはそれで結構というか、結構じゃないというか、社会福祉士というのは新たな福祉の専門職で、非常に重要な役割の人で、最近はこちらで雇われるようになってきているということで、瑞穂市もこういう専門職が必要だという発言が総務委員会であったんですね。

ということで、質疑はこれでとめますが、この場にいる瑞穂市の市政、福祉に関して政策を決め執行していく人たちで、今後、質疑にあったように社会福祉士を採用していくことの大切さを認識させていただいたということで、質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居です。

2点質問させていただきます。

1点目は11ページ、総合センターの外壁補修は何をやっているのかわからないという市民の声に対する答弁の中で、浮いているタイルを剥がして張りつける工事を行っておりとありますけれども、実際は、もちろん浮いているタイルを剥がして張りつけていますけれども、重立った工事内容は、今後タイルが剥がれないように、専門的に言いますと樹脂を金属的なもので押さえて圧入して、タイルが今後も落ちないような工事もしているんで、その辺の説明が執行部からあったかどうかというのが1点。

2点目は、13ページ、下水道基本計画業務委託料の詳細はの質問に対して、岐阜県の汚水処理施設整備構想と整合を図るために、事業図書計画と事業認可申請書の修正をしたということですが、これは下水道事業が今このような状態で進んでいない中で、ある意味、やるかやらないか不透明な中で、今やらずに事業を進めるということが決まってから図書の変更をやってもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺の質疑応答とかはありますか。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま4番 鳥居議員より質疑があったことに対して、答弁を述べさせていただきます。

先ほどありましたが、委員長報告の11ページの上から6行目のところで、総合センターの工事がタイルが剥がれておるといふことで行われたといふことで、具体的にどのような対応でしたかといふことをごさいますけれども、実際には側面の1平方メートル角に4カ所のビスをとめて、それは特殊専用のアンカーにてとめると、浮いておったのは。そして、タイルにクラックがあるときはコーキングして、そこをとめると。そして、説明があったのは、現在使われておるタイルが割れている場合は専門のところに出して、その相当品のものを加工してタイルを張り直すと。

その補修工法は、外壁の複合補修工法でございまして、そのときにエポガードという製品を使うんですけれども、全て全部先ほど言いました特殊専用アンカーピンを打ち込んでいます。実際にクラックが入っておればそこへコーキングし、そこでクラックが入っているところで仮に四角いタイルが割れておれば、先ほど言いましたように専門の、土岐とかどこかそういうところで同等品を受注して、それを張りつけたといふことをごさいます。

最後に、それを補修してから最終的に特殊繊維の強化アクリル樹脂ですね。私も23日日曜日ですが、多分鳥居さんは専門やもんで質問があらへんかなあと思つて、実際に現場を見てきました。実際に見てもらふとわかるように、本当にガラス張りみたいな、本当に透明なシールを張ったような形で幕がつくってありました。先ほど言いましたように、それは特殊繊維の強化アクリル樹脂といふことで、本当にすごい工法でした。

このような形で、非常に長い期間でしたんですけれども、ああいうような足場を組んで養生したといふふうでしたんですけれども、鳥居さんの心配していることを全てクリアしているといふことは、総務委員会の担当主幹からございまして。私も実際に現場を見てきました。実際に見て内容を理解しました。

もう一つ、委員会の中で、この質問の中の13ページ、上から3行目ですが、下水道基本計画業務委託料ですが、補正予算には1,300万、2,300万だったか予算が組んでございまして。これは県下の各市町村の要するに平成30年3月に岐阜県のほうで全体計画が決められ

ましたので、それに基づいて瑞穂市も下水道、岐阜県の全体の下水道計画の処理計画、そして汚水計画の計画を見直すために、今回この補正を組んだところでございます。

先ほど言われましたが、瑞穂市においては、現在、農業集落排水事業、巢南庁舎にあるあれと、もう一つは庁舎の向こうにあります特環、特定環境公共下水道の事業でございますけれども、今回のこの下水道基本計画の中には、うちは該当していません。それはなぜかといいますと、市街化区域の中で公共下水がまだできていないということで、補助金がもらえないと。もし公共下水がスタートすれば、今回の見直しでも一部のお金がおりてくるということでございます。

そういうことで、岐阜県においては平成6年3月に全体計画を見直したんですけれども、瑞穂市においては平成21年から平成28年3月までの下水道計画の見直しと汚水計画の修正をかけて、またその計画決定を打つための平成22年3月には、下水道計画の図書変更も全てしています。そのような形で、県との整合性をとるために、今回この補正予算の26ページ、款の8の土木費、項の5の下水道費、13委託料1,366万2,000円、下水道基本計画業務委託料、この内容だと思います。

以上で答弁いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 1問目の質問については、きちっと工事内容を事務局から説明されているということで了解しました。

2問目については、要は基本的に瑞穂市が定めた下水道計画の内容が変わらないということで、県が、だから整合を図るためにということはわかるんですけど、今やらなくて、下水道事業の推進が決まってから、この計画にあわせてやってもいいんじゃないかという意見とかのやりとりがあったかどうかということをお聞きしたかったんです。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 4番 鳥居議員の質疑ですけれども、あくまでも全県域下水道化構想の要するに見直しですので、瑞穂市が今公共下水をやっていないということで、県下の下水をやっている市町が全部今回見直しをかけておるんですね。それをうちだけやらないということは、やっぱりそれは手続上おかしいと。ほかの市町がしっかり、要するに県の汚水計画と……。

[発言する者あり]

○総務委員長（若園五朗君） 私は、その全体計画の中の項目で自分で理解しました。それは内容についてはありませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 確認です。私が質問した内容の議論がされなかったという理解ですね。わかりました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

先ほどはちょっと失礼しましたので、おわび申し上げます。

議案第52号平成29年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきたいと思います。

まず1つ目でございますが、平成29年度から平和事業に取り組まれてまいりましたピースメッセンジャー事業が廃止をされました。被爆地に派遣する中学生が一部に限られていたことがその理由とのことでございます。しかし、私は、この事業を中止してしまうことは、非核平和都市宣言を制定したまちとして大きな後退ではないかと思えます。核兵器の非人道性を若い世代に伝えることは、非核平和都市宣言を制定した瑞穂市として、とりわけ大切な責務であると考えてからでございます。また、これは被爆者が高齢化しているもとの、この事業の意義はとて大きいと言えるのではないかと思えます。

本巣市では、来年度から中学生全員を対象にした事業に発展させるようでございます。被爆地を訪問する生徒が一部に限られることが問題であるのなら、瑞穂市でも全員を対象にして被爆地を訪問したらどうかということを私は申し上げたいというふうに思います。唯一の被爆国として、また子供たちへの平和教育を進める上でも、廃止された事業をそのように見直すことが必要だというふうに思います。

2つ目でございますが、先ほども議論がございました平成29年度の職員採用状況でございますが、社会福祉士の専門職が一人もありません。また、福祉事務所にはその専門職は一人も配置されていないことも報告されております。そもそも社会福祉士の専門職の枠が設けられていないことがその理由でございます。

福祉事務所では、その専門的な知見とともに一層の研さんと経験を積んでいく、そのような人材が欠かせない、必要であるというふうに思います。また、そうしなければ福祉の人材とい



うのは育っていかない。これは早急に改善すべきことだというふうに思います。

3つ目でございますが、市民税の滞納処分の問題でございます。

先ほど来、私も国民健康保険税のことで反対討論をさせていただきましたけれども、市民税も同様であります。年金が振り込まれた預金口座から振り込まれた年金の全額を差し押さえて、さらに預金残高がゼロという場合もあるという答弁でございましたけれども、これは一言で言えば、こんな強引なやり方が許されるものではございません。即刻是正すべきであるというふうに考えます。

納税相談に来れば分納もできるという話もございますけれども、しかし、そもそもそのような差し押さえ自体が、広島高裁で確定している判決にも反するものであり、国税徴収法の差し押さえ禁止額を超えた違法な差し押さえであることは明確でございます。滞納回収チームがどのような判断と結論をもって滞納処分を行っているのか、そのマニュアルは公表すべきだというふうに考えます。そして、しっかり見直していくべきだと思います。

市民が処分されるという、この差し押さえなのに、そのマニュアル、あるいは要綱が公表されないというのは、今後もそうした強引な差し押さえを続けていくということにほかならないというふうに思うわけでございます。ですから、これはぜひ見直しをすべきだと思います。また、見直さなければ納税者である市民の信頼は得られないということを申し上げておきたいというふうに思います。

4つ目でございますが、高齢者の交通助成事業でございますが、昨年10月から始まりました。これは、高齢者の外出を支援するのが目的となっております。それに対して、その事業に対して期待の声が寄せられていることも事実でございます。しかしながら、この始まった事業に対して市民の皆さんからは、その対象となる基準が厳し過ぎるので助成制度を利用できない。また、チケットの枚数が24枚でございますが、少な過ぎるといった声が寄せられるところでございます。高齢者の外出を支援して、買い物や医療機関への通院、高齢者の社会参加の促進を図ること。これは喫緊の課題になっているのではないのでしょうか。高齢者が車の免許を返納しても安心して外出できるよう、そうしたまちづくりが今後ますます重要になっていると考えるものでございます。

こうした中で、高齢者の交通助成制度は、こうした市民の皆さんの声に応じて制度をさらに充実させていくべきではないかと思っております。

次に、最後でございますが、就学援助の問題でございます。

平成29年度決算におきましては、就学援助の受給者は小学校で88人、中学校で41人、合計129人でございます。小学校の児童数は3,495人、中学校の生徒数は1,574人になっており、合計で5,069人でございますから、就学援助の受給割合といいますのは2.54%になります。

文科省の直近の調査によりますと全国平均は15%で、6人に1人が就学援助の受給者となっ

ております。では、岐阜県はどうか。岐阜県の平均は、実は全国平均の約半分になっております。瑞穂市は、先ほど申し上げましたけれども、その岐阜県の平均の半分以下という状況になっているわけでございます。

就学援助は、憲法26条、教育を受ける権利、義務教育は無償とする、これに基づく制度でございます。また、学校教育法は19条で、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助をしなければならないとしております。しかしながら、瑞穂市の就学援助の受給者の割合は全国平均の6分の1、また岐阜県の平均の半分以下という現状でございます。

私は、この現状では経済的理由で就学が困難という子供の貧困、この問題に対して、瑞穂市がきちんと正面から向き合っているのかどうか、向き合っていないと言えるのではないのでしょうか。子供の貧困が大きな社会問題となる中で、この大切な課題に対する取り組みがとりわけ必要であることを示しているのではないのでしょうか。

私は、以上をもって反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

これより議案第60号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明します。

まず1件目は、平成30年10月20日に、第9回意見交換会を朝日大学会議室で開催するに当たり、全議員を派遣するものです。

2件目は、平成30年11月5日に、中濃十市議会議長会主催の議員研修会が各務原市で開催されるため、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上の2件につきまして、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成30年第3回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月1日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 今木 啓一郎

議員 松野 藤四郎